



福島地方環境事務所の 取組状況について

2024年3月



環境省 福島地方環境事務所

福島地方環境事務所の業務と体制

放射性物質環境汚染特別措置法等の施行

- 除染等の措置等、汚染された廃棄物等の処理、中間貯蔵施設の整備 等
- 対象地域(除染特別地域等):福島県、宮城県、岩手県の30市町村

福島地方環境事務所(福島市)

福島地方環境事務所 職員:474人※令和5年度定員

総務部 総合調整、庶務、広報、経理・契約

総務課、渉外広報課、企画課、経理課

環境再生・廃棄物対策部 除染、仮置場対策、災害がれき処理、建物解体、指定廃棄物処理の推進

環境再生・廃棄物対策総括課、環境再生課、仮置場対策課、廃棄物対策課

中間貯蔵部 中間貯蔵施設等の整備推進

中間貯蔵総括課、工務課、輸送課、管理課、中間貯蔵施設整備推進課、土壌再生利用企画課、土壌再生利用事業推進課、用地課

県北支所
(福島市)

県中・県南
支所
(郡山市)

県中・県南
支所富岡分室
(富岡町)

浜通り
南支所
(広野町)

浜通り
北支所
(南相馬市)

浜通り北支所
浪江分室
(浪江町)

中間貯蔵施設
浜通り事務所
(いわき市)

放射線健康
管理事務所
(いわき市)

特定廃棄物
埋立処分施設
管理事務所
(富岡町)

クリーンセン
ターふたば
管理事務所
(大熊町)

環境再生プラザ

(福島県と協働)除染等に関する情報の発信、専門家派遣等

リプルンふくしま

特定廃棄物埋立処分事業に関する情報の発信、体験学習

中間貯蔵工事情報センター

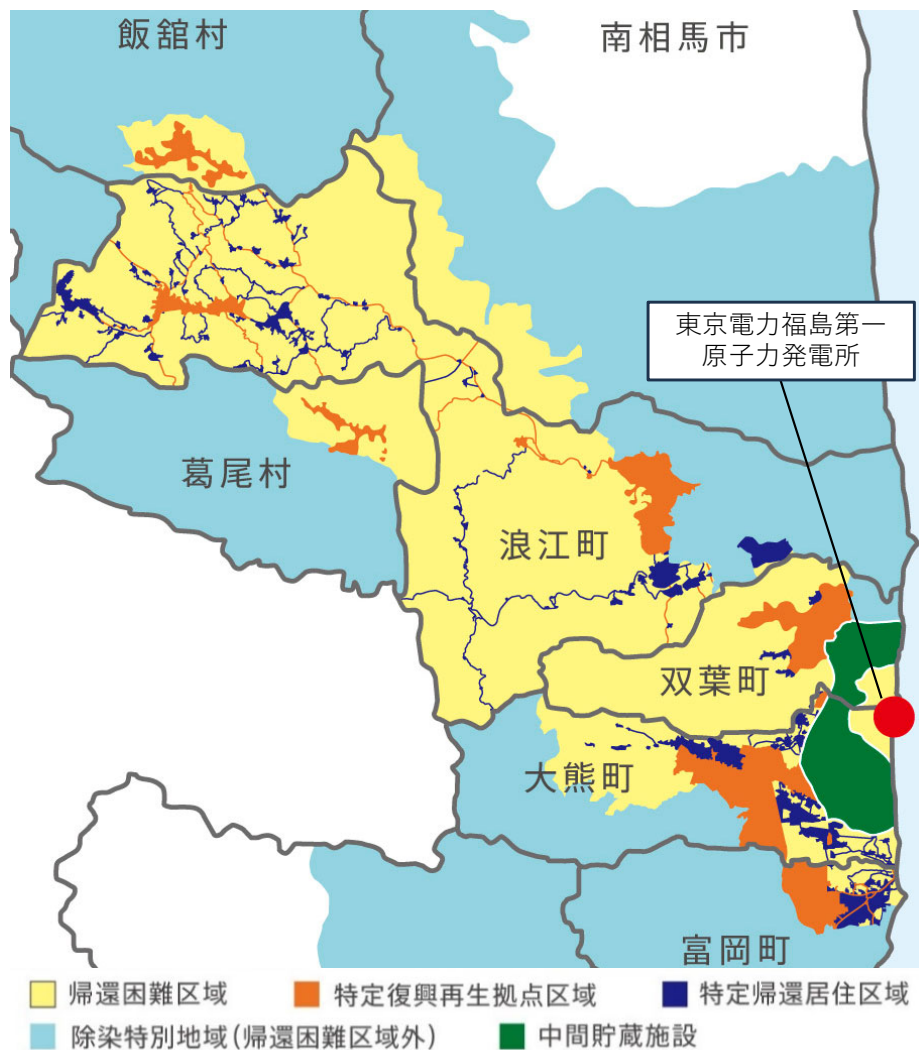
中間貯蔵施設工事の進捗や安全への取組に関する情報の発信

放射線リスクコミュニケーション
相談員支援センター

相談員の活動を支援(研修・専門家派遣など)

帰還困難区域における取組(特定復興再生拠点区域外)

- 福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が拠点区域外において避難指示解除による住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す**特定帰還居住区域**を設定できる制度を創設。
- 2023年9月に大熊町、双葉町で先行区域の認定。2023年12月より除染や家屋等の解体に着手。



◇特定帰還居住区域での除染の様子



大熊町 下野上一区



双葉町 三字行政区

福島県内の仮置場の原状回復の進捗状況

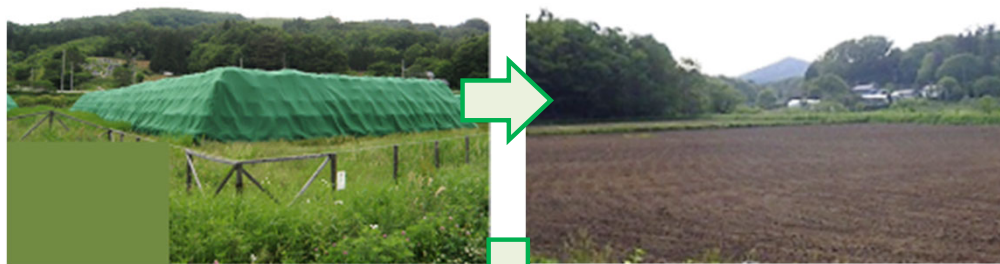
- 搬出が完了した仮置場については、従前の土地利用形態や跡地利用計画を元に、回復方法について土地所有者や地元市町村等とも調整しながら、順次原状回復を実施し、土地所有者に返地。
- 2022年度は、仮置場124箇所の実施済み。2023年度は、100箇所程度の返地を目指す。

【搬出・原状回復のイメージ】

中間貯蔵施設等への搬出・仮置場の原状回復

仮置場での保管

原状回復完了

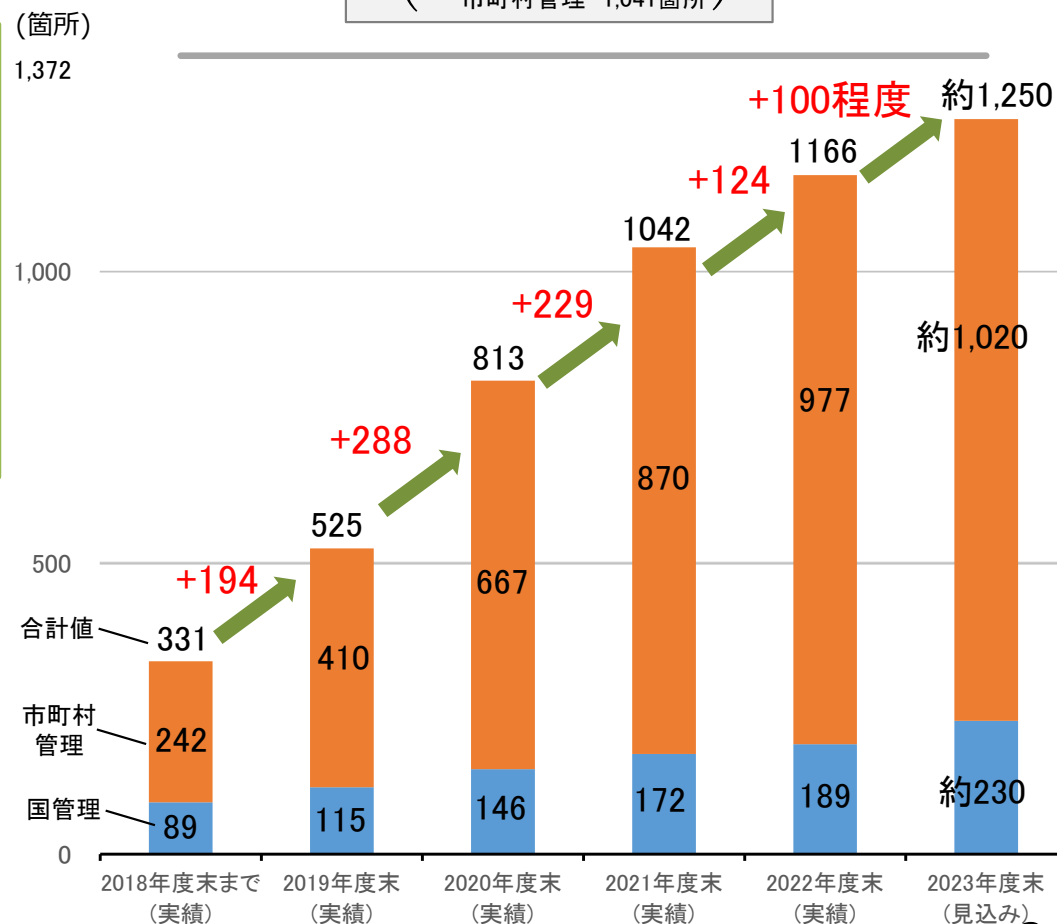


地権者等による営農再開



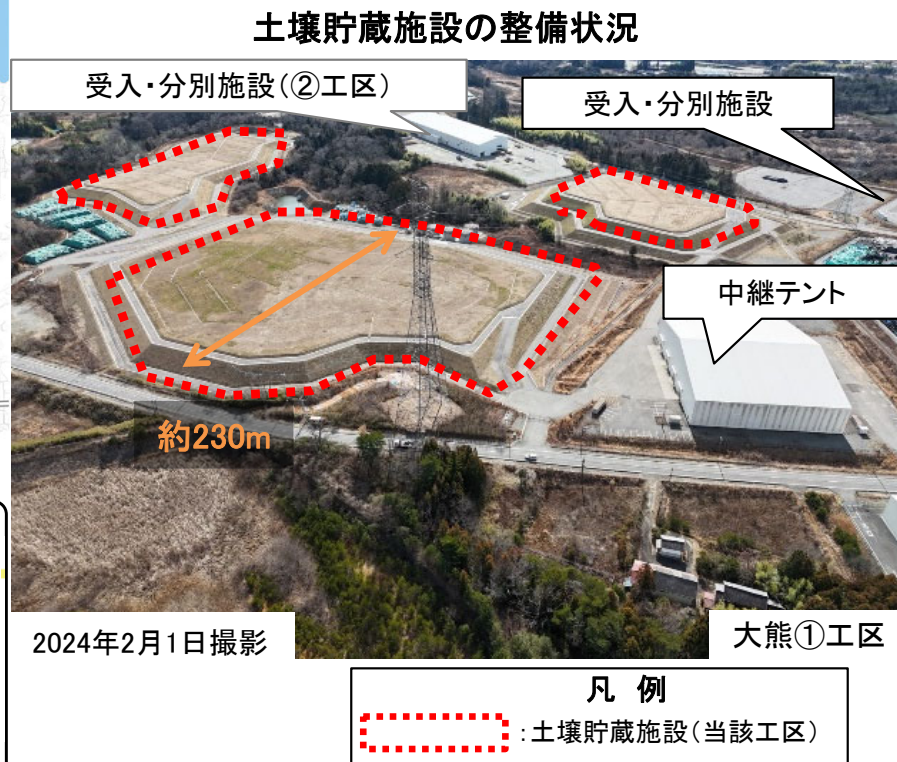
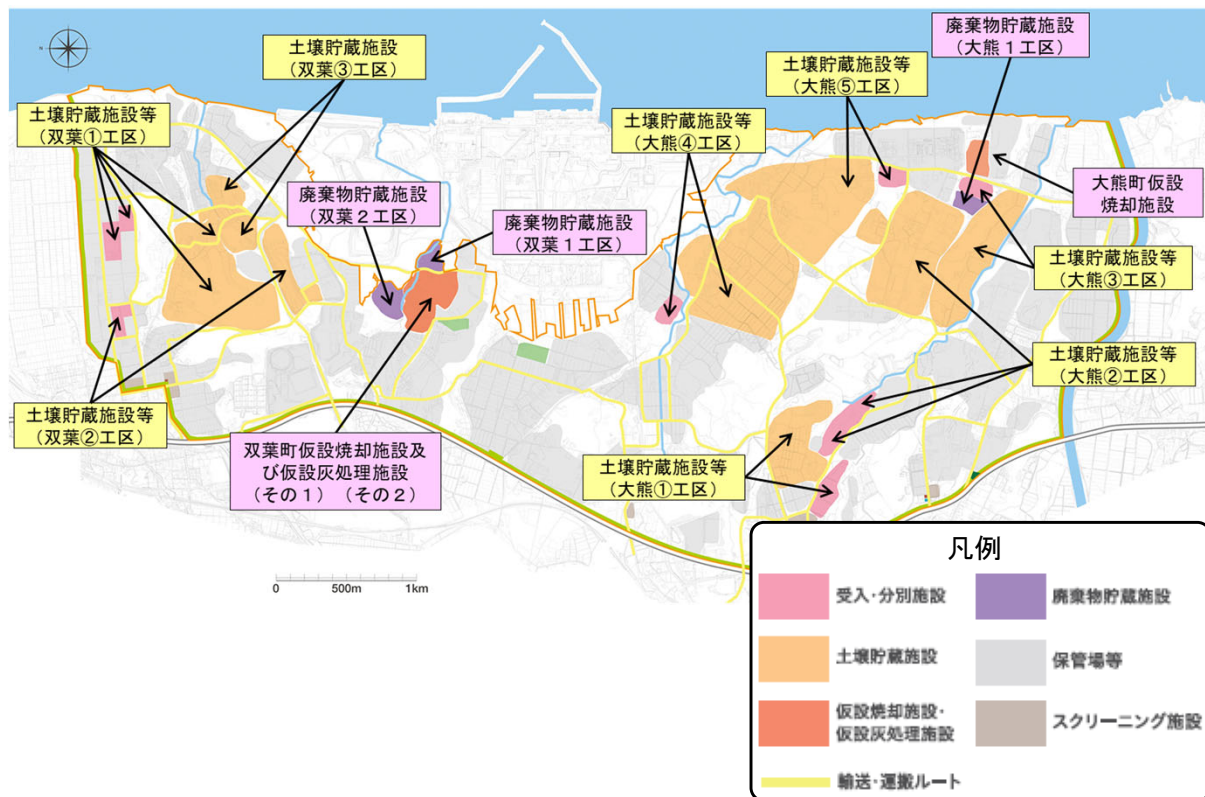
【返地した仮置場数の累計(一部見込み)】

仮置場等の総数 1,372箇所
 (うち国直轄 331箇所)
 市町村管理 1,041箇所



中間貯蔵施設の概要

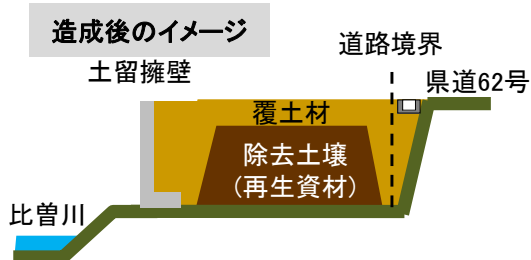
- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設であり、その区域は約1,600ha(渋谷区とほぼ同じ面積)
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 福島県内の除染で発生した除去土壌等(帰還困難区域を含む。)について、2024年2月末時点で、累積約1,376万 m^3 を中間貯蔵施設へ搬入。



県外最終処分・再生利用の方針と現状

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内(2045年3月まで)に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。
- 最終処分の実現に向けて、再生利用の実証事業や減容化の技術開発等で得られた知見、IAEA等の有識者からの助言等を踏まえ、減容技術の絞り込みや、最終処分・再生利用の基準、最終処分場の構造、必要面積等について、2024年度中のとりまとめに向け、検討を本格化。
- 再生利用については、飯舘村における農地造成、中間貯蔵施設内における道路盛土の実証事業を通じて安全性等を確認してきた。
- 実証事業等で得られた知見やIAEAが実施する専門家会合での議論を踏まえ、今後再生利用に係る基準等を策定予定。
- 再生利用先の創出等について、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進める。

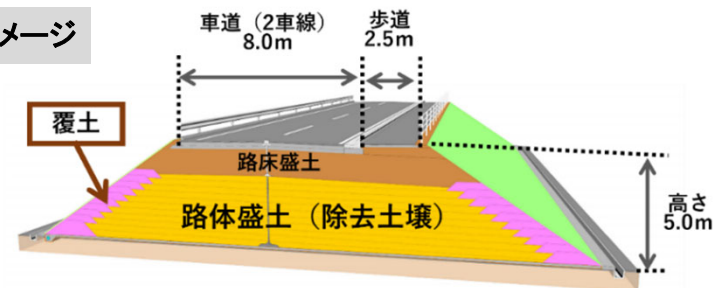
◇飯舘村長泥地区での実証事業



◇福島県内での道路盛土実証事業



構造イメージ



県外最終処分・再生利用に係る理解醸成

- 除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国的な理解醸成が必要不可欠。次世代向けの理解醸成（大学等での講義、現地WS等）、現地見学会、WEBメディアを活用した情報発信、除去土壌を用いた鉢植え・プランターの設置を始めとした各種取組を展開中。
- 来年度は、再生利用・最終処分の安全性・必要性等について、理解醸成において重要な対象者である次世代、自治体、メディア等への情報発信を更に進める等により、理解醸成の取組を強化。

次世代向けの取組



大学等での講義

現地見学



福島県内市町村長



福島、その先の環境へ。ツアー参加者
中間貯蔵施設や飯館村長泥地区の実証事業
事業エリアを対象とした現地見学会を開催

WEBメディアを活用した 情報発信

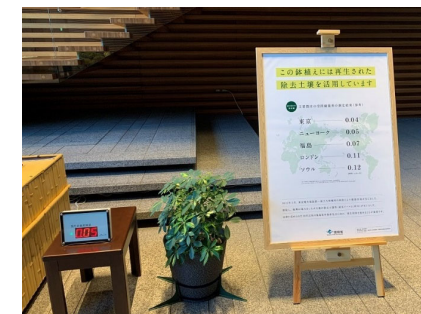


WEBメディアと連携したイベント



インフルエンサー（Youtuber）と
連携した情報発信

除去土壌を用いた 鉢植え等の設置



総理大臣官邸



環境大臣室

〔2024年1月末時点で23施設に
設置済み〕

特定廃棄物の処理 (国直轄による福島県(対策地域内)における仮設焼却施設の設置状況)

11市町村(14施設)において仮設焼却施設を設置しており、それぞれの進捗状況は下表のとおり。2024年1月末までに約149万トン(除染廃棄物を含む)を処理済。

立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (2024年1月末時点)
浪江町	稼働中(2015年6月より)	300t/日	約334,000トン(約212,000トン)
大熊町	稼働中(2017年12月より)	200t/日	約111,000トン(約57,000トン)
双葉町その1	稼働中(2020年3月より)	150t/日	約108,000トン(約18,000トン)
双葉町その2	稼働中(2020年4月より)	200t/日	約61,000トン(約7,000トン)
葛尾村	運営終了(2021年3月)	200t/日	約131,000トン(約37,000トン)
楢葉町	運営終了(2019年3月)	200t/日	約77,000トン(約32,000トン)
川内村	運営終了(2016年2月)	7t/日	約2,000トン(約2,000トン)
飯舘村 (小宮地区)	運営終了(2017年3月)	5t/日	約2,900トン(約2,900トン)
飯舘村 (蕨平地区)	運営終了(2021年2月)	240t/日	約257,000トン(約54,000トン)
富岡町	運営終了(2018年8月)	500t/日	約155,000トン(約55,000トン)
南相馬市1	運営終了(2019年6月)	200t/日	約149,000トン(約90,000トン)
南相馬市2	運営終了(2020年3月)	200t/日	約65,000トン(約1,000トン)

※処理済量については、除染廃棄物も含み、()内はうち災害廃棄物等の処理済量。

※川俣町、田村市分については、既存の処理施設で処理済(約40,000トン(除染廃棄物含む))

管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業の状況

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。2023年10月31日までに296,375袋を搬入し、約6年間の特定廃棄物の埋立が完了。今後4年間は双葉郡8町村の生活ごみの埋立処分を行う。
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。

※特定廃棄物とは、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を指す。

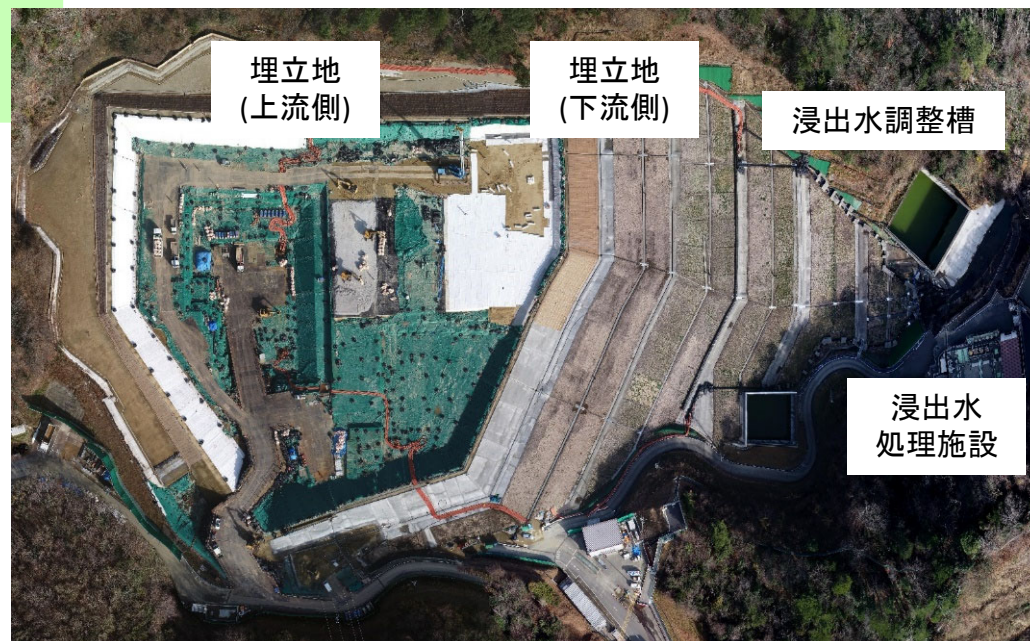
これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楡葉町に受入れを要請
- 2015.12. 4 県・富岡町・楡葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場(旧エコテッククリーンセンター)を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- **2017.11.17 搬入開始**
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルんふくしま」開館
- 2019. 3.20 特定廃棄物等固型化処理施設稼働
- 2023.10.10 セメント固型化処理施設での廃棄物の処理完了
- **2023.10.31 特定廃棄物の搬入完了**

埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下):約6年
 - 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下):約6年
 - 双葉郡8町村の生活ごみ:約10年
 - なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入
- ※2012年4月に帰還困難区域に指定された地域からのものを除く。

関連施設について



管理型処分場の状況(2023年12月)

クリーンセンターふたばを活用した埋立処分

- 福島県内では、双葉郡の住民の生活や、特定復興再生拠点区域の整備事業から生じる廃棄物等の処分先の確保が課題。
- 双葉郡の復興を加速化するため、双葉地方広域市町村圏組合が所有する管理型処分場「クリーンセンターふたば」をこれらの廃棄物の最終処分場として使用すること等について、同組合、福島県及び環境省との間で合意し、2019年8月5日に、基本協定を締結。
- 環境省において、2020年12月から整備工事を実施。2023年6月1日より廃棄物の搬入開始。これまでに6,716袋を搬入済み(2024年2月末現在)。

最終処分する廃棄物の種類

- ① 双葉郡内の住民の日常生活に伴って生じたごみその他の一般廃棄物
- ② 双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業活動に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物
- ③ 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物



現況写真 (2023年11月29日撮影)

【クリーンセンターふたばについて】

- 設置場所 大熊町小入野(こいりの)
- 設置者 双葉地方広域市町村圏組合
- 東日本大震災前まで、産業廃棄物最終処分場及び双葉郡の一般廃棄物最終処分場として活用されてきた。